

平成14年第12回教育委員会記録

平成14年7月10日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成14年7月10日(水)午後1時32分～午後2時28分
場 所 教育委員会室

出席委員	委員長	丸田 頼一	委員長 職務代理者	宮坂 公夫
	委員	大藏 雄之助	委員	安本 ゆみ
	教育長	與川 幸男		

欠席委員 (なし)

出席説明員	事務局次長	松本 義勝	庶務課長	佐藤 博継
	学校運営課長	佐野 宗昭	学務課長	森 仁司
	施設課長	小林 陽一	指導室長	工藤 豊太
	社会教育 スポーツ課長	武笠 茂	社会教育 センター所長	伊藤 俊雄
	中央図書館長	木下 亮子		

事務局職員	法規担当係長	能任 敏幸	担当書記	野澤 雅己
-------	--------	-------	------	-------

傍聴者数 6名

会議に付した事件

(報告)

- (1) 区立学校適正規模検討委員会の設置について
- (2) 学校保健法施行規則の一部改正に伴う就学時健康診断の方法の一部変更について
- (3) 心身障害学級・養護学校用図書選定について
- (4) 教育委員会後援名義使用承認について
- (5) 杉並区青少年委員の内定について

委員長 ただいまから第12回の教育委員会を開催させていただきます。

本日の議事録の署名委員は宮坂委員です。よろしくお願いいたします。

本日の案件は報告事項のみです。ご案内しましたように、報告事項が5件あり、順を追って審議させていただきたいと思えます。

はじめに「区立学校適正規模検討委員会の設置について」。庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 私のほうから「区立学校適正規模検討委員会の設置について」ということでご報告いたします。お手元に資料が2つ、「設置について」と「設置要綱」があると思えます。これらに基づきながらご説明したいと思えます。

最初に、この検討委員会の設置目的です。この間、さまざまな教育に関する流れの中で、いろいろな変化が起きてきているということがあります。その1つに、児童・生徒数の減少に伴っての単学級の増加、浜田山小学校とか高井戸中学校などに見られるような大規模校の問題、それから、アクションプランの中でも出してありますが、学校IT化の、今後の推進といいますが、そういった流れ。もう1つは、それらに合わせるような形で、学校そのものの施設の改築・改修という問題が迫ってきております。そういった中で子どもたちの学校生活、学校運営、施設整備、そういったものについての調査を行いながら、小・中学校の適正規模を検討していく。そういうことで検討委員会を設置する、ということで設置要綱を定めました。

この検討会の組織ですが、構成員は、一般公募5名、学識経験者5名、学校関係団体等から推薦を受けた者5名ということで、15名以内で検討委員会を設置すると定めております。

検討期間は、平成14年8月に第1回目を予定して、現在、いつにするかということで、委員のスケジュール調整などを行っているところですが、平成15年の末までを考えております。

事務局は、教育委員会の庶務課で行うことになっております。

要綱の2頁目、第10条に「検討委員会に委員補佐を置く」と書いてあります。これについては、これまでの区のごくこうした検討組織などで、区の職員がその検討会等に、説明的あるいは資料の調整など、そういったところで「幹事を置く」というような組織をつくっております。それと同じように「委員の補佐」という形で、そういったものを置くということで書いてあります。この委員補佐は、教育委員会事務局の次長、庶務課長、学務課長、施設課長、指導室長ということになっております。

構成委員については名簿に沿ってご説明したいと思えます。最初は学識経験者。5名以内ということで要綱に書いてありますが、この学識経験者というのは、これからの学校適正規模を検討していく際に、例えばクラスの規模ということもあるでしょうし、学校全体の規模ということもありますし、また、学校IT化の推進というような立場から、学校そのもののIT化をどう考え

ていくのかとか、いろいろ入ってきますので、さまざまな分野の人たちで構成していこうという考え方の中で、5人出しております。上から「あいうえお順」になっております。池田幸也さんは、現在は常磐大学コミュニティ振興学部の助教授、杉並生まれで杉並育ち、都立高校の教員を経て現職になっております。どちらかというと、ボランティア関係、あるいはコミュニティという部分が専門です。小沢紀美子さんは、東京学芸大学教育学部教授で、最近の研究に「子どもの発達と住環境」、「住民参加によるまちづくり」があります。それぞれ学識経験者としての見識といますか、そういったものを、この検討会議の中で広く役立たせていただけるのではないかと考えております。齋藤旬さんは、株式会社ニコンに勤めておられる技術者です。この方は永福小学校の評議員もされていて、永福小のコンピュータークラブの講師もされているという、技術的な方です。瀬口清之さんは現在、日本銀行の政策委員会室の調査役として活躍されています。この方は西田小学校の「親父の会」の活動にも参加していただいておりました、学校の評議員ということでもあります。瀧川清人さんは、税理士で、西宮中学校の前PTA会長です。

次に学校関係団体推薦者として5名入っております。それぞれ、小・中学校の校長会に推薦依頼をして推薦していただきました。PTAについても同様に、小・中学校のPTAに推薦依頼をして推薦していただいた方です。町会連合会の芳澤勇さんも、町会連合会に推薦依頼をして推薦していただいた方です

一般公募は5名。一般公募の委員は、杉並区の「広報すぎなみ」とホームページを通じて募集を行い、それと併せて各学校の評議員に対しても周知を行って、全体としては合計18名の応募がありました。要綱の中で5名以内ということですので、審査会を設けて、その中で5人の方を決定しました。これについては公募委員選考会というのを要綱でつくって、この構成メンバーは、委員長、教育長、教育委員会事務局次長、庶務課長、学務課長、施設課長、指導室長です。選考会では選考基準を設けて、1つは、それぞれ出していただいている作文から、検討委員会に参加する意識が明確に表れているかどうか、自らの考えを論理的に主張した議論が期待できるかどうか、多角的な視点を持った議論が期待できるかどうか。この3点の基準を設けてそれぞれ優、良、可ということで評定をして選考してまいりました。

そのほかに全体的な構成ということを考えて、今回、委員の男女比は、15人のうち男性9人女性6人となっております。杉並区ではこうした審議会、検討会等については、女性が3割を超えるというのが1つの男女共働の考え方になっておりますので、そういった男女比の問題と、年代構成、地域性といったところも加味しながら、総合的に勘案して、5名の公募委員を決定したということでございます。今回のパーセントは、女性委員の比率が40%となっております。そういったことから、ここに記載してある5人の方々をお願いするというで決定させていただきました。

た。私からは以上です。

委員長 ただいまの説明についてご質問、ご意見をお願いいたします。

大蔵委員 学識経験者5人の方は、全員が杉並区に居住なさっている方ですか。

庶務課長 小沢教授だけが中野区在住で、そのほかは全員杉並区在住です。

大蔵委員 要綱の第2条の(1)「区立学校の適正規模に関すること」。これは、委員会の名前からしてそうですね。(2)「前号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項に関すること」。これも当然のことですが、しかし、それを認めるか認めないかをいちいち諮るわけでもないでしょうから、そうすると、これは学校の適正配置に関することには及びますが、及びませんか。

庶務課長 区立学校の適正規模ということですので、その議論の中で各学校の規模、例えば、下限の規模をどうするのか、上限の規模をどうするのかといったときに、そういった議論を通じて結果として、適正配置という部分についても議論が及ぶのではないかと考えています。

大蔵委員 もう1つは、適正規模が何人かわかりませんが、それが場合によると国庫補助、東京都が負担している分と、矛盾する部分が出てくることがあり得るわけですね。非常に小規模が良いということになれば、たぶん、定員が足りないということになる。そうすると、いま文部科学省は、自治体が負担するのならそれはよしいと言っているわけです。そういうことにも絡んでくると予算との関係もあって、非常に複雑になってくると思うのですが、そのようなことに踏み込むこともあり得るということですか。

庶務課長 あくまでも適正規模に関することということで、議論していただきたいと思っていますので、そういったことも含めて、検討会の中で議論していただければ結構かなと思っています。

大蔵委員 そうすると、この答申は教育委員会に出てくるわけですから、教育委員会でそれをまた具体的に検討する機会があるということですね。

庶務課長 あくまでも教育委員会の諮問に応じて検討会がつくられていますので、報告が出された段階で、それらの扱いをどうするかということになってくると、当然、教育委員会の中でも議論していただかないと、予算の関係とかいろいろかわってきますので、教育委員会の中で議論していただくようになるかと思っています。

大蔵委員 わかりました。ありがとうございました。

委員長 ほかにお願いします。よろしゅうございますか。

次に、「学校保健法施行規則の一部改正に伴う就学時健康診断の方法の一部変更について」。学校運営課長からお願いします。

学校運営課長 お手元に「学校保健法施行規則の一部改正に伴う就学時健康診断の方法の一部変更について」という資料をお配りしております。就学時健康診断についてはご案内のように、就学

予定者に対してあらかじめ健康診断を行い、その心身の状況を把握して、治療の勧告、また、その他保健上必要な助言を行うという趣旨のもとに行われています。その結果をもとにして、適正な就学についての指導を行い、また、義務教育の円滑な実施に資するために行っているというものです。健康診断の内容としては、学校保健法施行令という政令の中に定めておりますが、栄養状態、脊柱・胸郭の疾病及び異常の有無、視力・聴力、眼の病気、耳鼻咽喉疾患、皮膚疾患の有無、歯・口腔の疾病及び異常の有無といった諸々の検診の項目のほかに、知能検査というのも盛り込まれております。

今般報告させていただきますのは、その当該知能検査の部分にかかるものです。学校健康保健法施行規則の中に、知的障害の有無について検査をなさいという項目があって、その中にこれまでの方法、お手元の資料の項目の1.「就学時の健康診断関連」という部分をご覧ください。改正前の規定は、「その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については標準化された知能検査法によって知的障害の発見につとめ」、以下省略させていただきますが、その部分を改正して、「その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によって、知的障害の発見につとめ」というふうになっております。これまでは標準化された知能検査法ということで、知能検査テスト用の冊子、ページ数はそんなに多くない冊子がありまして、それをもとに子どもたちにテストをして、そこで知的障害の発見に努めてきたわけですが、今般この省令改正の趣旨を受けて、従来からの標準化された知能検査法によらずに、平成15年度以降の就学予定者から、面接や行動観察等によって把握できるということで、そういったもので知的障害の発見に努めるということに、方法的に変えていくということです。

付随して、この省令改正の第2点目として、児童・生徒等の健康診断関連の中で、小学校4年生にいままで行っていた色覚の検査は削除しております。

就学時検診については、翌年度に入学する予定の子どもを対象に、就学の4カ月前までに実施しておくことと規定されているので、杉並区ではおおむね、11月中旬に各小学校で実施しております。今年度は、10月31日から11月27日までの間に各小学校で実施していきます。私のほうからは以上です。

委員長 ただいまの説明についてご質問、ご意見をお願いします。

宮坂委員 標準化された知能検査法と適切な検査というのは、具体的にはどういう違いがあるのですか。

学校運営課長 標準化されたと申しますと、いわゆる、シートの検査用紙がありまして、そういったものを使いながら、ある意味では、知能テストといえますか、そういったもので検査をして

いくものです。適切なのというのは、今回の省令改正の中では、具体的に、こういうふうにしなさいというのはないのですが、専門家の意見等に従いながら、学校側で、面接とか相談といった形で、子どもに直接当たって調べていくというふうを考えております。

宮坂委員 ペーパーテストは使わないということですね。

学校運営課長 そういったことをご理解いただければよろしいかと思えます。

委員長 よろしゅうございますか。施行規則の改正に伴う実施細目の変更ですね。そのご説明があったわけで、あまり問題はないと思えます。

次に第3番目の「心身障害学級・養護学校用図書選定について」。指導室長からお願いします。

指導室長 平成15年度の済美養護学校及び心身障害学級で使用する教科書、教科用図書の採択の流れの概要をご説明します。

先般、6月18日に都の教育庁のほうから教科書採択の説明会がありました。それに基づいて6月21日から教科書、教科用図書検定委員会の選出ということで、済美養護学校長及び特殊学級設置校長会会長に、要綱に基づいて委員の推薦を依頼しました。それで7月8日に第1回教科用図書検討委員会を開催しました。内容は委員の委任状の伝達、また、学校への調査依頼に関する内容検討と、調査依頼の発送ということです。すべて、昨年度に要綱等で定めた手順に従い行ったところでございます。今後は7月19日、7月22日と、第2回、第3回の検討委員会を開催して、内容の検討に当たるということになっております。そして、7月24日に教育委員会がありますので、そこでご検討いただいて採択という流れでございます。

養護学校及び心身障害学級で使用する教科用図書については、毎年採択の行為を行うことになっておりまして、採択の原則は、まず1点目として、検定教科書を使用する場合ということがあります。検定教科書の使用が、その学級またはお子さんに可ではないというような場合は、文科省の著作教科書を使用するというのが第2点目です。それにもかなわないだろうというような場合は、107条図書を使用することになっています。107条図書というのは、上記の2点にかかわらず、文科大臣の定めるところにより、同条に規定する教科書以外の教科用図書を使用することができるという政令で定められたものです。本区においては、昨年もこの第3項に当たる107条図書を使用した検定が行われたという経緯でした。私からは以上です。

委員長 ではご質問、ご意見をお願いします。

大蔵委員 この順序でいくことに私は賛成です。去年もそのようにやったので、それで結構ですが、6月18日に都から通達があったとすると、6月26日に教育委員会がありましたので、このスケジュール、7月24日までどうやっていくかということが細かく決まっていなくても、6月21日から30日に、検討委員の選出を依頼するのだったら、6月26日に報告があったほうがよかった

と私は思います。

指導室長 大変申し訳ありませんでした。今後、そのような手順ですべてやっていきたいと思えます。ご指摘ありがとうございました。

委員長 ほかにございますか。いま大蔵委員が言われましたように、次年度からは委員の委嘱の前に委員会に諮るということ、ご努力のほどよろしくをお願いします。

4番目は「教育委員会後援名義使用承認について」。5番目が「杉並区青少年委員の内定について」。社会教育スポーツ課長からこの2点についてお願いします。

社会教育スポーツ課長 教育委員会の後援名義についてご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。6月分の使用承認一覧です。

件数については最終ページにあります。6月分の合計として、定例が35件、新規が12件、共催が25件、後援が22件となっております。

まず新規のものについてご報告いたします。1の高千穂大学の「全国高校生懸賞論文コンクール」。これについては、当大学が平成15年度に創立100周年を迎えるということで、これを記念して高校生の懸賞論文を募集するというものです。6月中旬から始まって、全国の高校生から、8月から9月の期間で応募を受け付けるということになっております。論題は「21世紀を担う若者からの提言」で、表彰は、第1席が1名、賞状、副賞として奨学金10万円。第2席が2名、賞状、副賞として奨学金が7万円。第3席が若干名となっていて、賞状、副賞として奨学金5万円。そのほか参加賞として全員に記念品。ほかに学校賞として、第1席の高等学校に、全国共通図書券10万円分、第2席の高等学校に同じく共通図書券5万円分という内容になっています。次の新規が6のあかり実行委員会が行う「あかりフェスタ2002」。これは、「世界平和へつなげるために、杉並で感じよう、小さな幸せ・大きな平和」ということで、具体的には、キャンドルをともして、短冊に小さな願いを書いて、幸せの確認をするという内容になっております。あと、アトラクションとしてフラダンスを行う。対象者は区民、地域住民で、参加予定人員は200人程度です。8の日本語教育新聞社が行う「日英国際理解教育報告会」。これは、小・中学校での国際理解教育の情報として、日本文化交流教室活動を報告するというもので、本多ナルミ先生、この方は桃井第四小学校を退職された方ですが、この先生による「英国小学校で行ってきた日本文化交流活動の報告」と、日英間の交流を写真やビデオと資料を交えて紹介するという内容です。対象者は市民一般、学校教育関係者。参加予定人員50人。入場料等は無料となっております。

次が10番目にある新規、杉並区バウンドテニス協会の「公認指導員の講習会」です。これは、8月3日に荻窪体育館で、バウンドテニスの指導者養成の講習会を行うというものです。14番目の新規。杉並区バレーボール協会が行う「杉並区一般男子、一般女子9人制バレーボール大会」。

これは、7月28日に上井草スポーツセンターで行うということです。

次のページの22から27までは土曜日学校に関するものです。土曜日学校については教育委員会と共催ということで、分担金等を各事業に必要な経費として支出するという形態を取っております。22が杉並第五小学校の「すぎごハッピーサタデー」。「英語で遊ぼう」とか、現役力士との触れ合い体験「おすもうさんと遊ぼう」、こういった内容で企画が出ております。23が沓掛小学校の「沓掛夢企画」ということで行う土曜日学校で、これは、「川沿いをずうっと歩く」とか「校庭をマラソンと同じように42.195キロ走ろう」とか、こういった内容を盛り込んだものです。24は杉第七小学校の「杉七わくわくサタデー」。これは、「プールでヤゴを育てよう」というような自然観察の部分とか、科学教室的な形で、「ペットボトルのロケットを作って遊ぼう」とか、そういった内容が入っております。25は天沼中学校の土曜日学校です。これは、「土曜日茶道教室」というようなことで、体験学習、お茶をいただく。こういった内容で行うものです。26は杉並第九小学校の土曜日学校。「校庭に生き物を呼ぼう」ということで、生き物の観察等の内容になっております。27は高四小学校です。こちらは、囲碁・将棋、お絵かきで行っていく内容になっております。以上が土曜日学校の関連です。

5のページをご覧ください。2番、杉並リサイクル協会による「リサイクル・アイデア作品展」。これは、開催日は10月18日から10月20日です。「使い捨ての暮らし方を見直す」、「環境への柔軟な考えを促す」という目的のもとに、手作り作品として環境リサイクルについての作品を募集して展示するというものです。優秀作品には賞状賞品を用意する。対象者は、区内在住在勤在学の小学生以上です。以上が共催・後援についてのご報告です。

報告事項のもう1点は「平成14・15年度の杉並区青少年委員の内定について」です。齋藤和子委員。このたび、和田の青少年育成委員会から推薦をいただきましたので、委嘱をしたいと思います。委嘱年月日は平成14年7月10日から平成16年3月31日までです。担当の小学校は杉並第十小学校になります。これで47名の青少年委員のうち46名が決まって、あと1校は、松ノ木小学校がいま推薦依頼をお願いしているところです。私のほうからは以上です。

委員長 最初に第4番目の報告、教育委員会の後援名義の使用承認について資料を中心に、ご質問、ご意見をお願いいたします。

安本委員 22番から27番の土曜日学校ですが、この企画書はもうすでに、3月31日までの分が出ているわけですね。

社会教育スポーツ課長 企画書については、年間のものを出していただいている所もありますが、とりあえず一学期だけという所もあります。基本的には、分担金も学期ごとという形で考えております。

安本委員 企画書はを見せていただくことはできますか。

社会教育スポーツ課長 はい、それは結構です。

大蔵委員 1枚目の10番の杉並バウンドテニス協会。これは私の聞き違いかもしれません。11月4日からになっていますが、8月3日とおっしゃったと思います。

社会教育スポーツ課長 失礼しました。8月3日です。

大蔵委員 開催期間の11月4日というのは間違いですね。

社会教育スポーツ課長 はい、間違いです。申し訳ありません。8月3日(土)の1日です。

教育長 土曜日学校について、先ほど安本さんが質問された意味で理解すれば、この学期中の土曜日学校、これが通しで何回になるのかわかりませんが、通しで使用承認をしたと理解してよろしいのですか。

社会教育スポーツ課長 ここでは共催・後援名義ということですが、通しで年間の分を承認したということです。回数等については、学校によってそれぞれ違いがありますが、今年度末まで、継続して行うという条件のもとに承認しております。

教育長 これが土曜日学校のスタートラインについた学校ですか。これから続々ということになりますでしょうか。

社会教育スポーツ課長 このほかにいま企画書を出していただいている所がありますので、一学期中には、あと4校ほど行う予定になっております。

委員長 団体名という所に、例えば22番だと「すぎごハッピーサタデー実行委員会」とあります。学校と違うこういう組織が実行委員会をつくって、そこが主体となって活動しますよね。これは杉五というか、それをサポートする委員会なのかなと思うのですが、次の、例えば「沓掛夢企画」とか「スクール・アドバイス・ネットワーク」とか、こういったものは、地元のNPOというか、どういうキャラクター、性格の団体はなんですか。だから分担金というお金は、そういう団体にいくわけでしょうね。

社会教育スポーツ課長 団体名の所にあるのは、この土曜日学校を行う際に、それを運営するという形で、実行委員会という組織をつくっていただきます。お金はその代表者に振り込まれることになっています。ですからここはあくまでも、土曜日学校を実行する団体と捉えていただければよろしいかと思います。

委員長 だからご説明のときに、団体のそういう性格付けとか、その辺を言われないと。学校が直接やっているわけではないから。先ほどのご説明だと、学校を言われて、それでこういうふうな内容。それをやる主体がちょっとわからなかったからお尋ねしたのですね。

社会教育スポーツ課長 学校と地域の団体、それからボランティア等の方が一緒になって、この土

曜日学校を運営するというので、つくっていただいた団体ということになります。

教育長 学校は入っていますか。

社会教育スポーツ課長 学校を通して企画書等を上げていただくということになって、学校のかかわり合い方は、その学校、学校でちょっと違っておりますが、先生が入っている場合もあるし、入っていない場合もあります。

教育長 委員長がおっしゃったのは、主体が、必ずしも学校が入っているとは言えないのではないかという意味です。

社会教育スポーツ課長 この位置付けについては、社会教育という位置付けもあって、学校が行うということではないということです。学校を使いますが、実施主体は学校ではなくて、実行委員会というところが、主体となってやっていただくという形です。

教育長 土曜日学校について、他区の動きは何かつかまれていますか。新聞報道では、品川区とか台東区は、授業をやるよというようなことですね。報道はあくまで部分ですが、何か情報をつかんでいたら教えてください。

社会教育スポーツ課長 具体的な市区名についてははっきりしないのですが、そういった形で、教育委員会として学習的なプログラムを組んで、それを同じような形でやるというような所と、地域でそれぞれ考えてやっていくというのは、ほかではあまり聞いていないです。あとは、そういう学習のプログラムではなくて、いろいろな社会教育等の施設も含めた教育施設を使って、そこで教育委員会が企画して、そこに子どもを集めてやるというのが一般的かなと思います。

委員長 後援名義と直接的なかわりがあるから、いま教育長がお尋ねされたと思うのですが、今後、総集編というか、いまどういうふうな動きで、今後どうあるべきということを検討するとき、他区の動きにしる、これにしる、資料になると思うのです。だから、これからそれをうまくまとめなければいけませんよね。そうするとまとめるのは、ここの教育委員会だどこになりますか。庶務課ですか。社会教育としてやられているからということで、まとめる場合、そっちに投げてしまうわけですかね。だからその辺、これからうまく学校教育との連動を図っていかないとまずいわけですよ。

庶務課長 当然、アクションプランの進捗状況も常に把握していかないといけないですし、社会教育と学校教育との連携の部分というのが、当然ですが、どこへいっても指が重なり合う部分というのがあります。例えば指導室でやる学生ボランティアの関係とか、いま庶務課のほうで行っているサポーターの関係とか、そこから社会教育の関係での土曜日学校とか、それぞれに絡んでいっているので、それらはやはり、学生ボランティアは学生ボランティアだけで勝手に動くということになってくると、またばらばらになってきますから、それらについては連携を取っていかな

ければいけないと考えています。いま、ほかの場面で、人材育成活用というような観点から、もっと区全体として、教育委員会だけではなくて、区全体としても、もう少し考えていかなければいけないだろうということで議論もしているのですが、そういったところとも絡み合わせながらやっていかなければいけないだろうと考えています。

委員長 その辺の整理を今後ともよろしく願います。ほかにございますか。

では5番目の「杉並区青少年委員の内定について」ということでのご質問等ありましたら願います。よろしゅうございますか。

では、今日は報告事項5件ありましたが、すべて意見聴取いたしました。

大蔵委員 今日の議題には入っていませんが、間もなく夏休みになりますので、一言意見を言っておきたいと思います。ここで討議する事項かどうかよくわかりませんが、昨日だかに文部科学省が、教員が、自宅研修という形で夏休みを取るのにはよくないということで、土曜が全休になったのでやめるようにという通達をしたということ、私は新聞で読みました。詳細はわかりませんが、大まかなところは、そのようなことが書いてありました。

私は、文科省がそういう個々の学校のことについて言うべきかどうかについては、やや疑問を持っているのです。学校の先生というのは、私も大学の教師をしていて、小・中学校とはちょっと違いますが、手抜きをすれば、先生というのは非常に手抜きができるのです。しかし、時間を使おうと思えば、また、めちゃくちゃに仕事がある職種なのです。先生によっては宿題を出して、それを採点する。それを学校の勤務時間中にできないので、自分の家に持って帰ってやるとか。子どもにやらせるために、いろんな問題を自分で考えてプリントを作るとか、そういうことをしている先生は非常に時間がかかります。また、部活の指導などをやっても、朝6時ごろから学校に来て子どもたちの面倒をみて、日暮れまでやって、土曜・日曜に出ている先生もいるわけです。

だから、学校ごとに非常に事情が違うし、先生によっても事情が違う。企業なんかは大体、5月の連休の飛び飛びのところを休みにして一週間休みとか、長いところは10日、11日休みと、長い休暇を取って外国へ行けるようなことをしたりしています。しかし、学校は途中の休みはないから、5月の連休もほとんどは細切れで出ているはず。そういうことからすると、夏についても校長がきちんと把握をして、この先生は自宅で十分研修ができる人だということになれば、やはり、そういう時間は与えてあげるべきではないか。まとまって一週間ぐらいあると非常に効率よくできる人もいるわけです。だから人によって校長先生が、この教員はそういうことはする必要がないと認めればやらないし、必要な人にはそういうことをやってもよろしいということ。私は校長に任せるべきではないかと思います。

これはたぶん、具体的なことでは指導室にかかわることではないかと思うので、工藤室長、是

非念頭に置いていただけないかと思って一言申し上げておきます。

指導室長 今年から学校週5日制ということで、夏休みの教員の勤務の形態が様変わりをしてまいりました。当然、いままでは土曜日があった分、週休まとめ取りということで、夏休みに、子どもの教育に直接影響が出ない部分で、大体12日間ぐらいですが、取っていただいていた。その分がなくなって、通常の教育公務員という勤務です。

それが大前提にあります。教員には教特法第20条第2項に、研修という部分が大きく触れています。その部分、いま大蔵委員が指摘されたように、各教員が自分のテーマ、または確固たる目的があって研修をやる場合は、その条文の中に、勤務地を離れて研修を行うこともできるという部分があります。それで通常、自宅研修もありというようなことが、いままでの流れだったかと思います。ただ、やはり教育公務員等についても市民、区民、一般の方々の厳しい目は注がれております。自宅でどのような研修をやっているのかとか、内容が、問いただしてみれば、そんなに実のあるものではないのではないのかとか、どちらかという、その負の部分のご指摘が多かった事実は、いままでもあります。

しかし、いまご指摘いただいたように、教員一人ひとりにとって、テーマにおける研修の内容は違いますので、私どもは、すべてが駄目だということについては、今後の教員の意識の中でどういうことが起きるのかなと思っておりまして、先般、校長会等に対して、そういう部分の改善を図るということで、これは校長の権限、承認研修ということになります。自宅等における研修においては、やはり厳正を期しながら取扱いには注意し、一人ひとりの研修のテーマを見て、校長が主体に判断するようということ、この間、全体の通知の中でお伝えしたところでございます。

また今後、やはり区民、市民等の皆様方からご指摘いただかないような研修を、私どもも精査しながら見つめてまいりたいと考えております。以上です。

大蔵委員 どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ほかには皆さんどうですか。よろしいですか。

本日の第12回の教育委員会定例会はこれで終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。